

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

提出日

令和6年9月10日

葛飾区長 青 木 克 徳 あて

申 請 者

※法人の場合は代表者名

フリ氏 ガナ名 カツシカ タロウ 葛飾 太郎

住 所 葛飾区立石5-13-1

電 話 番 号 03-3695-1111

E - m a i l T-KATSUSHIKA@city.katsushika.lg.jp

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

(1)支援事業名 創業塾

(2)受講期間 令和6年4月7日 ～ 令和6年5月19日

2. 設立する会社

(1)商号(屋号)

(株) かつしか

(2)本店所在地(個人事業主の場合は主たる事業所)

葛飾区立石1-1-1

3. 設立する会社の資本額（会社の場合）100万円

4. 事業の業種、内容

製造業 金属加工

5. 事業の開始時期 令和6年10月1日

6. 雇用従業員数 5名

6. 証明の使用用途

登記にかかる登録免許税の軽減		葛飾区の創業支援融資	
日本政策金融公庫の融資制度		東京都の創業支援	
小規模事業者持続化補助金の申請	○	その他()	

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受け
証明日 令和 年 月 日

有効期限 証明日から1年間有効

該当する項目1つに○してください。
使用用途ごとに交付申請してください。

葛飾区長 青木 克徳 印

枠内は区が記載するため
ご記入は不要です。

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受ける場合は、発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

葛飾区

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社※¹設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※²を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 葛飾区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 葛飾区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 葛飾区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。